

大阪大学ナノサイエンスデザイン教育研究センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪大学ナノサイエンスデザイン教育研究センター規程第8条第2項の規定に基づき、ナノサイエンスデザイン教育研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 管理運営の基本方針に関すること。
- (2) センター長の選考その他教員人事に関すること。
- (3) センターが実施する各種教育研究プログラムに関すること。
- (4) その他管理運営に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 副センター長
 - (3) センターの教授若干名
 - (4) 関係部局の教授若干名
 - (5) その他委員会が必要と認めた者
- 2 前項第3号の委員及び第4号の部局の指定は、研究・産学連携室長、教育・情報室長及びセンター長が協議して定めるものとする。
- 3 第1項第3号から第5号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前項の委員は、再任を妨げない。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に支障のあるときは、副センター長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、研究推進部研究推進課及び関係部局事務部の協力を得て、基礎工学研究科事務部で行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、当分の間、同項各号に掲げる者のほか、ナノサイエンス・ナノテクノロジー企画推進室長及び企画推進員を委員会の委員とする。
- 3 この規程は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。